

## 学童保育と父母の関わり

### 春日部市の学童保育(放課後児童クラブ)の課題と父母会連絡会のとりくみ

春日部市放課後児童クラブ父母会連絡会代表者会議 2011年6月12日(日) 於あしすと

【文責】森川鉄雄(埼玉県学童保育連絡協議会事務局次長)

## I. 父母会・学童保育の会(連絡協議会)の大事さを痛感した事実

□埼京線 T市(公立公営/父母会はある?) 3月23日、南学童保育室の保護者OBの方から県連協事務局へ相談。南学童保育室の7年目の非常勤の指導員が雇い止めとなる。同市の雇用は非常勤職員とパートで1年更新。

→保護者有志で役所へ嘆願書→保護者会として意見がまとまらず、結局指導員は退職について、県連協への加盟等をお願いをしたところ「市連絡協議会加盟が2クラブで、うち1クラブも脱会したい。つまり、2010年度で市連協は解散」とのこと。

□宇都宮線 H市(公立公営、父母会はなし) 4月6日、「蓮田市は県連協に加盟しているクラブがあるか」と事務局へ電話。「当市の学童保育は、①定員が少ない(※25~30人) ②保育所と比べて開所時間に短く(※閉所18時30分)、小学校入学と同時に仕事をパートに変える家庭も ③又聞きだが、他クラブの指導員は3時にお茶休憩をする。指導員の入れ替わりが激しいため、市役所から指導できない聞く」

□和光市(社会福祉協議会指定/父母会あり、全10クラブ中5クラブで連絡協議会を構成) ○3月23日、諏訪保育クラブ(同クラブは64人、うち障害児5人)の指導員から県連協事務局へ相談。諏訪保育クラブの指導員が人事異動で白子保育クラブへ異動予定だったが、3月11日の震災を経て、運営主体の市社会福祉協議会へ3月22日、「指導員の人事異動の延期を要望する嘆願書」を提出。22日、社協は「2月1日に内示は出しており、引き継ぎは十分行われているはず」と取り合わず。→24日、保護者3人と森川が社協に要望。社協は「引き継ぎ期間を5月末まで延長する」と回答。

□新座市(社会福祉協議会指定/父母会あり、全17クラブで学童保育の会を構成) ●市内17カ所のうち9カ所が71人以上、1.65㎡以下の生活スペースのところは14カ所、そのうち1㎡以下のところが9カ所。それに対する市(市長)の態度は「大規模は解消しない。狭隘化のみ対応する」。しかし、市議会の各会派と懇談、市側と懇談や要望を重ね、市議会ですべての会派から質問→狭隘化解消のための増築を2ヶ所実現、2011年度にも1ヶ所増築が決定

\* 学童保育が当面している課題・問題が客観的に明らかだったとしても、行政や指定・委託団体の社会福祉協議会が何とかしてくれる訳ではありません。

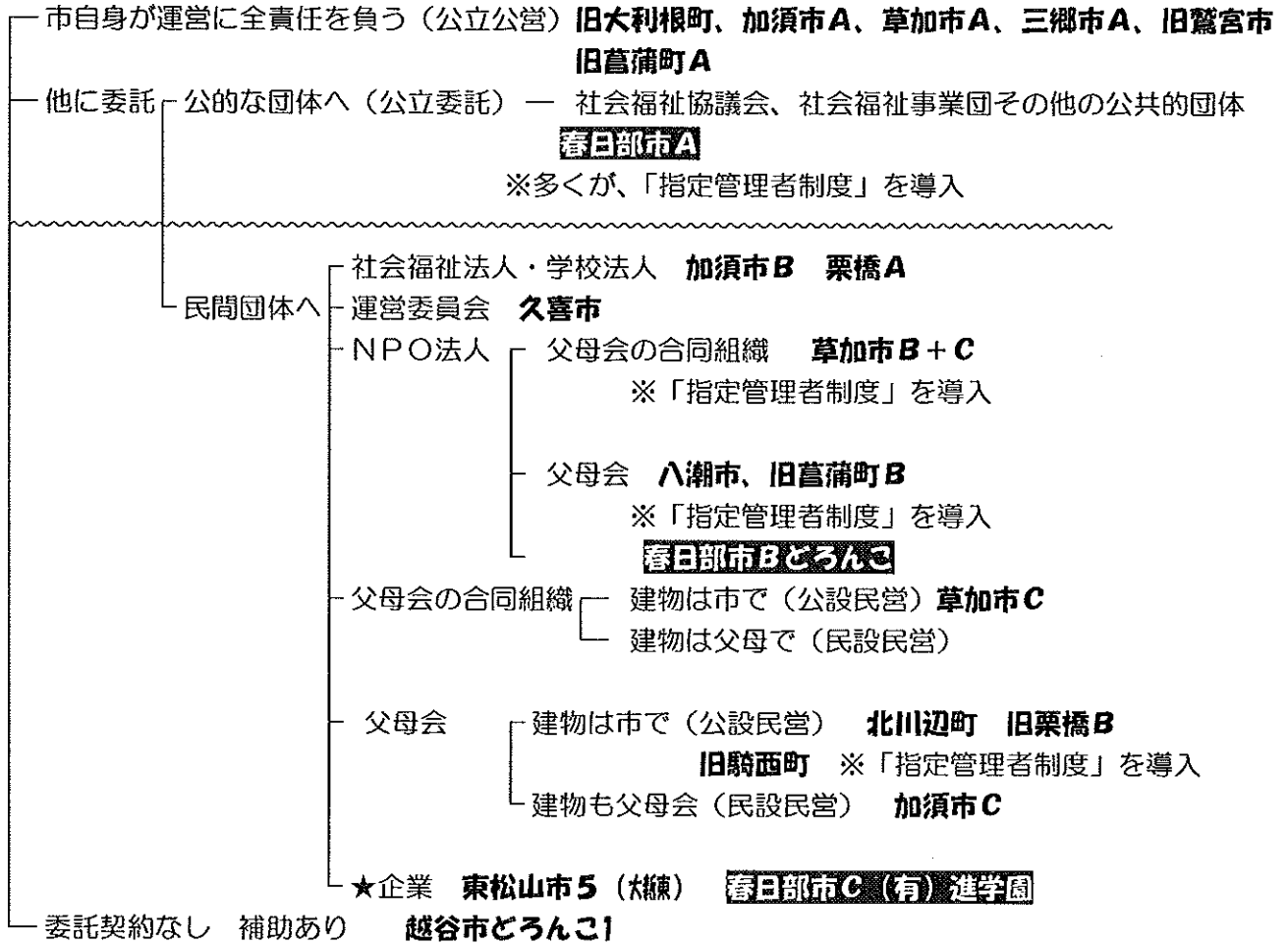
学童保育の父母の組織(父母会)、地域における運動組織(連絡協議会や学童保育の会)をつくって、組織として声や要望として伝えていかない限り解決しません。

## Ⅱ. 春日部市の学童保育（放課後児童クラブ）の位置を確かめよう

### 1. そもそもの話1 学童保育は、自治体毎で運営の仕方が異なります

#### 1-1. 様々な運営形態・市町村の責任の持ち方

※ ~~~ 一応、上が公立系、下が民間系 ※A・B・Cは同一市町村に複数の形態を示している



#### 1-2. 何故、地域によって施策その他が違うの？

①国の制度がまだまだ不十分

②父母と指導員の運動によって、自治体に先に制度や補助ができて、だんだんと国も変化  
1973年、埼玉県学童保育連絡協議会発足

春日部市学童保育連絡協議会発足（※「連絡会HP」参照）

→同年 埼玉県が県としての補助をスタート

→1991年 国がやっと学童保育に特化した補助金を開始

2004年 「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」を策定  
→厚生労働省が「放課後児童クラブガイドライン」策定

## 2. そもそもの話2 春日部市の学童保育施策の特徴 学童保育運営の特徴

### 2-1. 3つの運営形態が共存

- ①春日部市A 社会福祉協議会が30クラブを市から指定管理者制度により指定されて運営
- ②春日部市B NPO法人に委託？ないし補助？
- ③春日部市C 会社・進学塾に委託？ないし補助？

### 2-2. 春日部市A 施設は、公設

### 2-3. 社会福祉協議会指定30クラブ中（ ）クラブに父母会

14. 4クラブで「父母会連絡会」を組織

## Ⅲ. 春日部市の学童保育（放課後児童クラブ）の課題・問題とその解決のヒント

### 1. 必要な児童が通える条件があるか？ その1 必要数のクラブがあるか？

埼玉県放課後児童クラブ運営基準

#### 定員

- ・放課後児童クラブの施設は、市町村の小学校区ごとに、将来にわたる利用者需要を考慮し、必要な数を設置する。
- ・定員を定める場合は、施設の面積、指導員配置数、設備の状況を総合的に検討し判断すべきものとする。

#### 1-1. 春日部市の学童保育の設置数・小学校比設置率

24小学校に32ヶ所（2010年5月現在）133% （※埼玉県平均は 120%）

#### 1-2. 分割が進んでいる背景・理由

①客観的な需要がある それに市としても応えてきた

②具体的な国・県の施策の前進があった→大規模分割が進む

\*県の施設創設に関する予算

- ・2009年度 新設25ヶ所、改修45ヶ所（安心子ども基金も活用）
- ・2010年度 新設16ヶ所、改修30ヶ所（安心子ども基金を活用）

- ・2011年度 新設20ヶ所、改修30ヶ所（安心子ども基金を活用）  
→3年間で171ヶ所増 →2011年度に1,036ヶ所に（小学校823校の126%）  
**小学校数比設置率日本一** 春日部市も施設増を図った

1-3. しかし、春日部市においては、ここ数年は高学年については切り捨ても……

## 2. 必要な児童が通える条件があるか？ その2 対象学年

### 2-1. 「春日部市放課後児童クラブ条例」の問題

「春日部市立小学校の第1学年から第3学年までに…。ただし市長が必要と認めるときは、この限りではない」

### 2-2. 解決の方向性 規定を改訂善させて学年を延長させる

#### ①他の市の例

和光市保育クラブ条例 （1）市内の小学校に就学している児童又は市内に住所を有する児童のうち市外の小学校へ就学しているもの（2）第一学年から第四学年までの児童又は第五学年及び第六学年の児童のうち市長が別に定める障害を有するもの。

#### ②埼玉県放課後児童クラブ運営基準

##### 対象児童について

ア 小学校1年生から6年生までとする。

イ 1年生から3年生までの受入を優先としつつ、高学年の受入を積極的に行う。

異年齢時の交流を行うことにより、子どもたち同士での自立心や協調性などが生まれることが期待されます。また、安全確保などで4年生以上の受入を希望される保護者もあり、原則的には、放課後児童クラブを必要とするすべての小学校児童の受け入れが必要です。

#### ③国としても対象学年延長の方向 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」（2010年6月29日）

小4以降も放課後児童給付（仮称）が必要な子どもにサービス提供を行う。

### 3. 安心して預けられる条件が整っているか？ その1 指導員が安定して働き続けられる

#### 3-1. 春日部市の指導員

社会福祉協議会の嘱託職員 1年雇用で60歳まで更新可  
1年目の月給133,100、10年目で151,300円  
→結果として1年未満が13% 5年未満が31%

#### 3-2. 指導員の労働条件が低いのは何故か？

##### ①行政が支出する公費が少ないから

(例) 和光市 1ヶ所当たりの公費	903万円 (2008年データ)
春日部市	750万円 (2008年データ)

##### ②その一方で、保護者負担は安くない

(例) 和光市 1任当たりの保育料収入 月額	4,571円 (2008年データ)
春日部市	5,601円 (2008年データ)

### 4. その他にももろもろの課題・問題があるかもしれません

(例) 開設時間 18時30分まで  
保育料 基本定額8,000円

## IV. 父母会、連絡会として市に対して正々堂々と要求しましょう

### 1. 父母会の意味

埼玉県放課後児童クラブ運営基準には…

#### (12) 保護者の事業参画について

##### ア保護者・保護者会（父母会）の事業運営への参画

保護者は、放課後児童クラブの運営を行うにあたり指導員と連携するとともに、他の保護者と一緒になってできる限り事業に参画を図り子どもたちの生活の支援をおこなうことが重要です。

事業実施者は、保護者が事業運営に参画できるように努める。

保護者は、保護者が集い意志を集める場として保護者会（父母会）をつくるよう努める。

##### イ保護者・保護者会（父母会）との協力・連携

事業実施者は、保育内容充実のために、保護者の願いや意見を反映し、保護者・保護者会（父母会）との協力・連携を図りましょう

#### 9. 苦情処理に関すること

保護者自身の生活環境や生き立ちなどにより、様々な感覚や価値観を持っている人たちが、放

課後児童クラブへ子どもを通わせるという共通の場に出会っているものです。そういう状況の中で時には、保護者から苦情（意見や要望）が寄せられることもあると考えられます。

苦情があった場合は、運営者及び市町村が協力し、保護者からの苦情の適切な解決に努め、解決する仕組み作りを作り上げることが必要です。

苦情の処理を密室化せず、その対応を社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決することは、保護者の満足感を高めるとともに放課後児童クラブの運営の向上となるものです。

なお、各市町村の担当課においては、適正な事業運営がされるよう助言をおこなうとともに、必要があれば調整や指導を行うことが必要です。

### 1-1. 「学童保育に預けている 働く親同士の集まり」

他の保護者と話をすることが面倒だと考えれば面倒ではある…

しかし、今回の震災で保護者同士の日々の交流・コミュニティがあったからこそ、子どもが救われた面も

### 1-2. 学童保育の事業内容、保育内容について親としての声・意見・要望を集める

### 1-3. 要望すると同時に、保護者として学童保育の運営への関わり、手伝いも必要です

## 2. 父母会連絡会（他地域では「連絡協議会」と言う）の意味

2-1. 各クラブ（父母会）の声・意見・要望を集めて、まとめて、行政（・議会・社会）に届ける

### 2-2. 要望を届ける方法

#### ①市役所に「要望書」として正式に届ける

根拠・裏付けを持ったものにしたい 県連協、全国学童保育連絡協議会の諸資料を活用する  
→是非、加盟を

#### ②議会の議員は私たちの代表 議員にも頑張ってもらおう

埼玉県学童保育連絡協議会 [http://www.geocities.jp/saitama\\_gakudou/](http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/)

TEL:048-644-1571 FAX:048-644-1572

E-MAIL:gakudoust@yahoo.co.jp （※メールニュースを送ります）

平成22年度  
放課後児童ク  
ラブ運営基準

H22.10.1現在

1 総則に関するもの

			春日部市	草加市	越谷市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	富士見市	坂戸市	市部計
			32	35	31	18	8	10	17	13	14	705
<b>Q1 対象児童について</b>												
(1)	小1~3	クラブ数	32	35	31	18	8	10	17	13	14	705
(2)	小4~6	クラブ数	32	35	0	18	2	10	17	13	11	483
(3)	公立小高	クラブ数	1	35	0	18	0	10	17	0	1	200
(4)	私立小高	クラブ数	0	35	0	18	0	10	17	0	0	200
(5)	児童センター	クラブ数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6)	児童センター	クラブ数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(7)	児童センター	クラブ数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>Q2 必要面積</b>												
(1)	児童が生活するスペースの広さ(m <sup>2</sup> )	台所、洗面所、設備部分等を除く面積	85.88m <sup>2</sup>	91.26m <sup>2</sup>	97.28m <sup>2</sup>	107.45m <sup>2</sup>	88.39m <sup>2</sup>	132.28m <sup>2</sup>	87.04m <sup>2</sup>	131.49m <sup>2</sup>	116.51m <sup>2</sup>	100.75m <sup>2</sup>
(2)	児童数	平均児童数	40.9人	41.8人	51.1人	43.7人	35.8人	65.9人	67.3人	52.8人	45.4人	44.4人
(3)	1人当たり面積((1)/(2))	市町村平均値	2.18m <sup>2</sup> /人	2.23m <sup>2</sup> /人	1.96m <sup>2</sup> /人	2.59m <sup>2</sup> /人	1.96m <sup>2</sup> /人	2.08m <sup>2</sup> /人	1.52m <sup>2</sup> /人	2.63m <sup>2</sup> /人	2.55m <sup>2</sup> /人	2.63m <sup>2</sup> /人
<b>Q3 職員配置</b>												
(1)	常時指導員数	常時配置されている人数(平均)	3人	4人	4人	4.9人	4.1人	6人	3人	6.1人	3人	3.9人
職員1人当たり児童数			13.6人	10.4人	12.8人	8.8人	8.7人	11人	22.4人	8.7人		
(2)	児童数に伴う指導員の増員	児童数増に伴い指導員増員を考慮しているクラブ	23	35	31	18	5	10	17	13	11	489
<b>Q4 定員</b>												
(1)	定員の有無	定員を定めているクラブ数	30	35	31	18	8	10	17	13	14	611
(2)	定員数(①)で有と回答した場合	定員(平均)	52.8	72.3	58.4	60.3	40.9	68.9	60.9	58.8	58.6	48.6
(3)	定員の弾力化の有無(①)の有無	定員を弾力化しているクラブ数	30	35	31	18	8	10	17	13	6	485
<b>Q5 適正規模</b>												
(1)	グループ活動を行う場合の適正規模	クラブ数	0	0	0	18	0	1	0	0	0	63
(2)	グループ活動を行う場合の適正規模	人数	0	0	0	23	0	3	0	0	0	18.5
<b>Q6 開設日</b>												
(1)	平日	平日開設しているクラブ数	32	35	31	18	8	10	17	13	14	705
(2)	土曜	土曜開設しているクラブ数	32	35	31	18	8	10	17	13	14	673
(3)	夏休/冬休/春休	長期休業日に開設しているクラブ数	32	35	31	18	8	10	17	13	14	705
(4)	学校休業日	学校休業日に開設しているクラブ数	32	35	31	18	8	10	17	13	14	705
<b>Q7 開設時間</b>												
(1)	平日の開所時間	平均の開所時間	11:33	9:54	13:00	12:00	10:15	12:00	11:15	10:00	10:27	11:36
(2)	平日の終了時間	平均の終了時間	18:30	18:12	19:00	19:00	18:15	19:00	18:00	18:30	18:40	18:40
平日の終了時間が18:30以降のクラブ			32	7	31	18	2	10	0	13	11	593
(3)	土曜の開所時間	平均の開所時間	8:00	8:30	8:00	8:00	8:30	8:00	8:30	8:30	8:06	8:03
(4)	土曜の終了時間	平均の終了時間	18:30	16:51	18:00	18:00	16:00	19:00	18:00	18:00	15:47	17:39
(5)	夏休/冬休/春休の開所時間	平均の開所時間	7:59	8:00	8:00	8:00	8:30	8:00	8:30	8:30	8:06	8:01
(6)	夏休/冬休/春休の終了時間	平均の終了時間	18:30	18:12	19:00	19:00	18:15	19:00	18:00	18:30	18:40	18:39
<b>Q8 保育料</b>												
(1)	最高額	円	¥9,922	¥7,000	¥6,200	¥10,000	¥10,000	¥7,000	¥10,000	¥10,000	¥13,500	¥9,560
(2)	最低額	円	¥2,234	¥7,000	¥6,200	¥2,500	¥2,000	¥0	¥0	¥0	¥8,000	¥5,302